

確認審査手続き変更

建築士への周知徹底を

日事連、建基法改正で国交省に意見書

ニーズに対応できる弾力的運用も

日本建築士事務所協会 要望した。
連合会（日事連、三栖邦 博会長）は3月30日、建 築確認審査の運用などを 明らかにした「建築基準 法施行規則等の一部を改 正する省令案」に対する 意見書を、国土交通省の 水流通太郎住宅局建築指 導課長に提出した。確認 審査の手続きが大きく変 わる改正建築基準法の施 行まで3カ月を切ったも の、建築士や建築主に その内容が知れ渡ってい ない状況を危惧（きん）し、国が主導しPRする ことを求めた。建築士の ニーズにこたえるための 設計変更が円滑に行える 確認審査の弾力的運用も

周知不徹底による混乱が 生じる可能性があるとも ている。

格化やピアチェック制度 の創設、中間検査導入な ど建築行政の厳格化など によって、これまでと手

確認審査・手続きの厳

の内容、程度によっては ピアチェックへの判定を 要しない場合の設定など をあげた。

日本建築士事務所協会 要望した。
日事連は、国交省が3 月14日付で同省令案に対 する意見募集を開始した ことを受け、意見書をま とめた。確認審査等に関 する指針案が建築士事務 所に業務上の多大な影響 を与えるという日事連の 問題意識を正確に伝える ため、今回の意見提出は、 三栖会長自ら国交省に出 向き直接手渡すとともに 意見交換を行った。

日事連は、改正法の周 知について建築防災協会 などによる講習会が予定 されているものの、受講 者定員が約3700人で 全国の建築士事務所数と 比較すると十分でなく、

格化やピアチェック制度 の創設、中間検査導入な ど建築行政の厳格化など によって、これまでと手

確認審査・手続きの厳

の内容、程度によっては ピアチェックへの判定を 要しない場合の設定など をあげた。

2007. 4. 2